

高さ制限

## 出題概要

・No17は、建築物の高さ制限に関連する出題が多い

- ・法56条(建築物の各部分の高さ)
  - ・令132条(2以上の前面道路がある場合)
  - ・令134条(前面道路の反対側に公園、広場、水面その他これらに類するものがある場合)
  - ・令135条の2(道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合)
  - ・令135条の3(敷地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和)
  - ・令135条の4(北側の前面道路又は敷地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和)

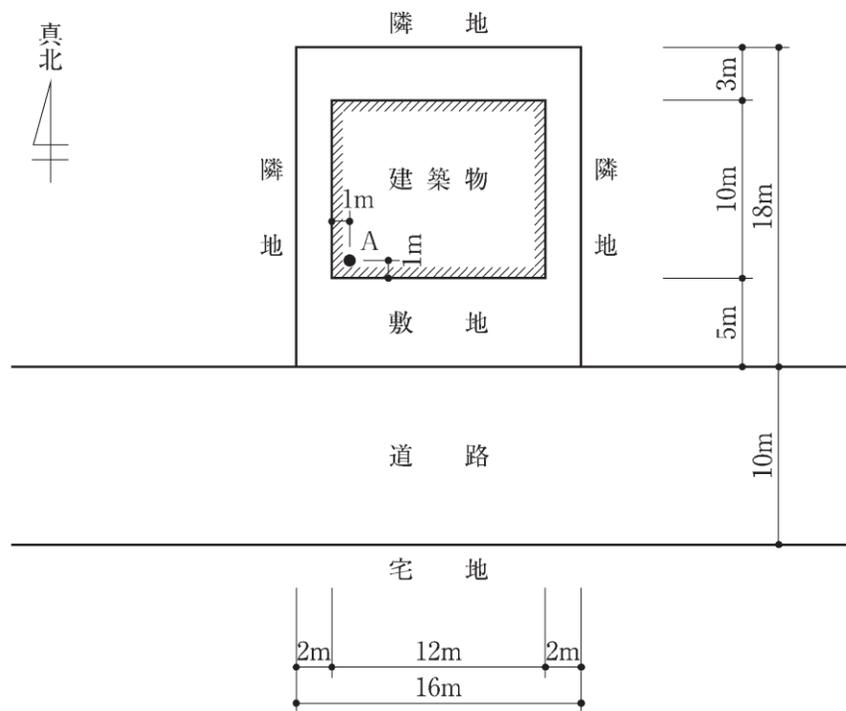
〔N○. 17〕 図のような敷地において、建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの建築物の高さの最高限度は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、敷地、隣地及び道路の相互間に高低差はなく、門、塀等はないものとする。また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁による指定、許可等並びに天空率に関する規定は考慮しないものとする。なお、建築物は、全ての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。 1. 20.00 m 2. 23.75 m 3. 25.00 m 4. 26.25 m

→法56条第一号（道路高さ制限）、第二号（隣地高さ制限）、第三号（北側高さ制限）

第二種中高層住居専用地域

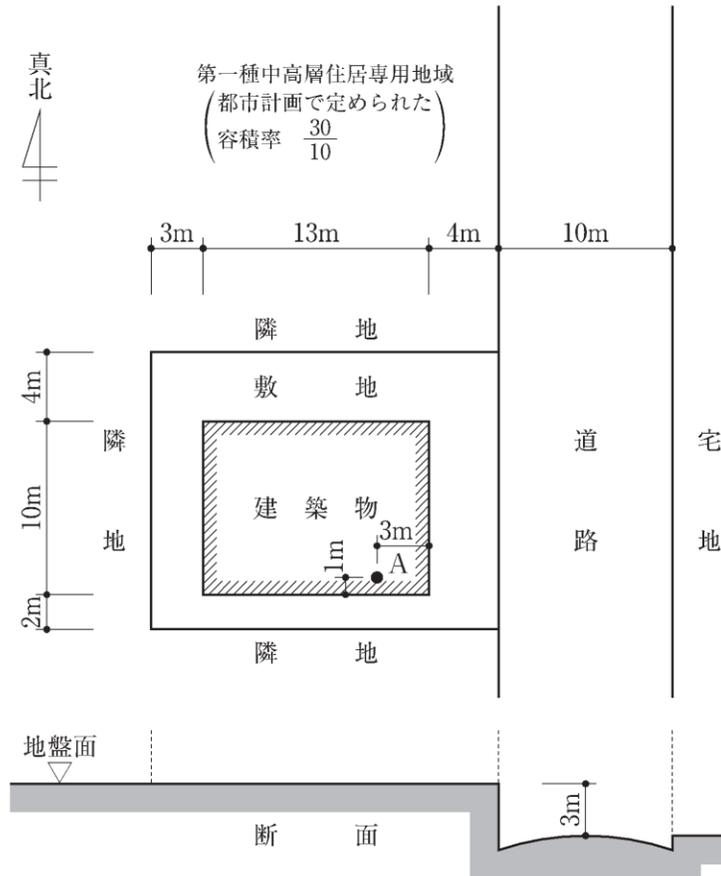
（都市計画で定められた  
容積率  $\frac{20}{10}$ ）

※日影による中高層の建築物の高さの制限に係る条例は制定されていない。

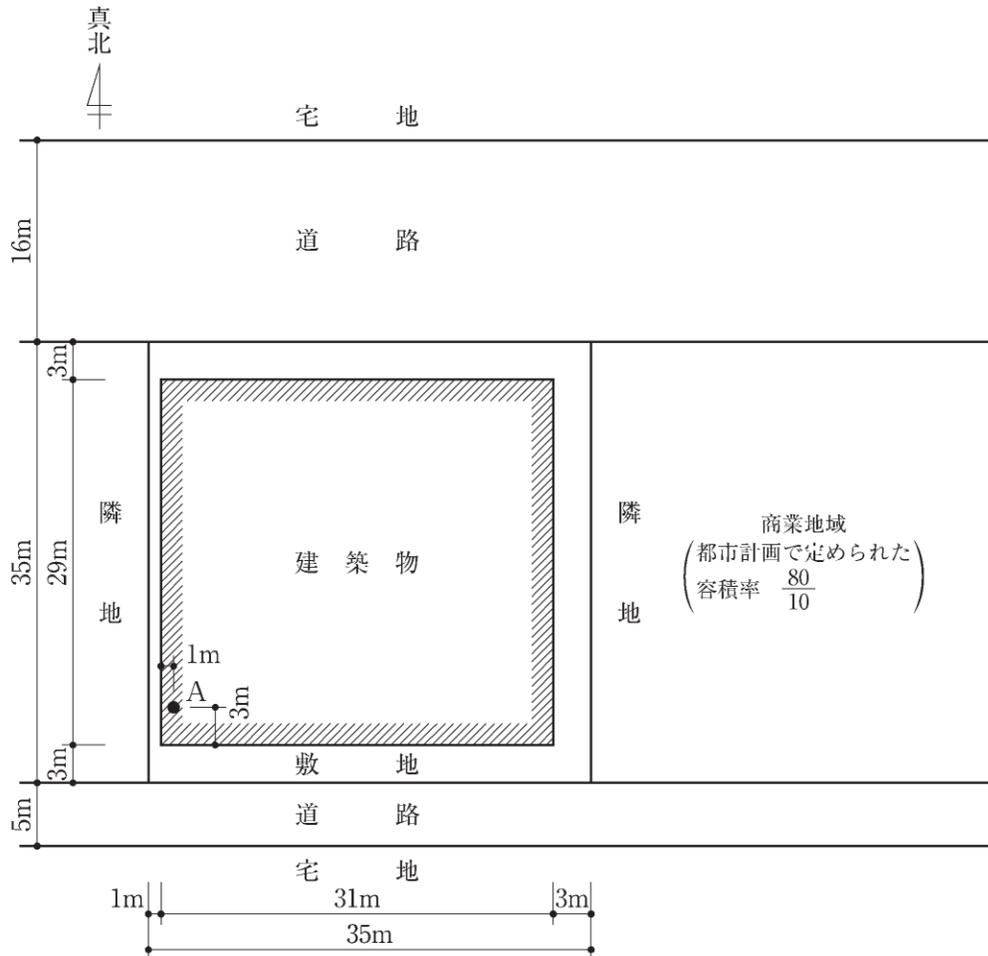




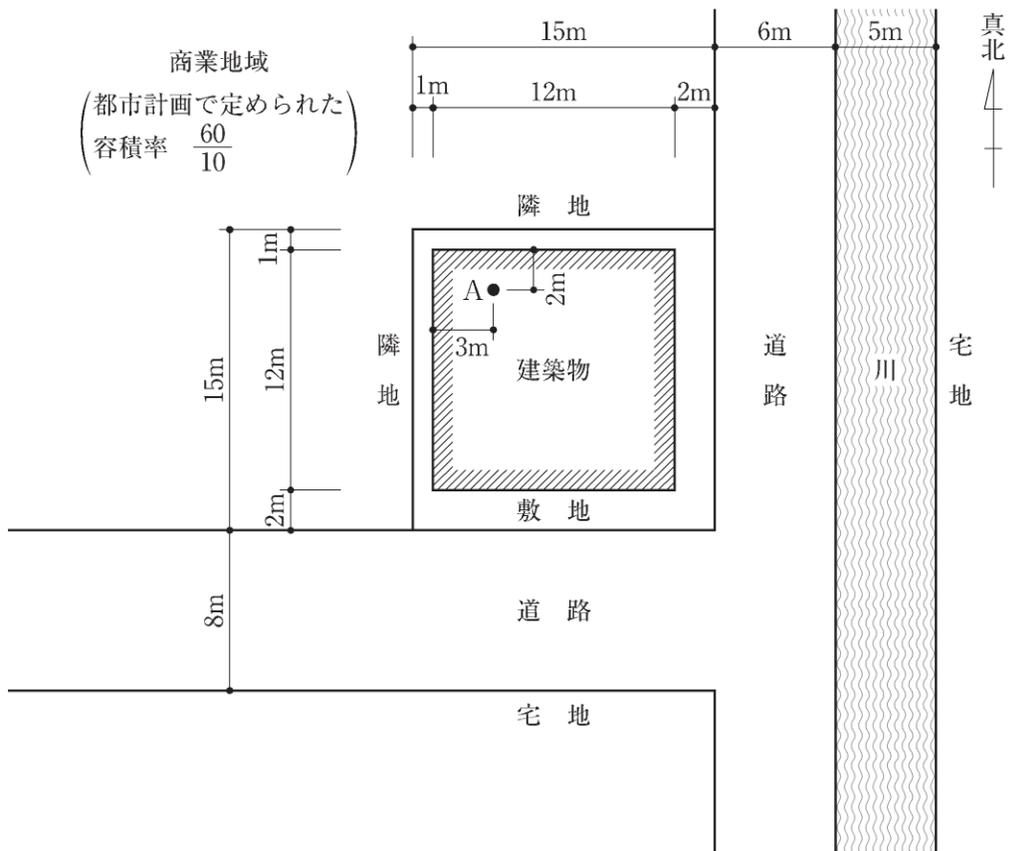
[No. 18] 図のような敷地において、建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの建築物の高さの最高限度は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、隣地との高低差はなく、門、塀等はないものとする。また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁による指定、許可等並びに日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率に関する規定は考慮しないものとする。1. 21.25 m 2. 23.25 m 3. 24.25 m 4. 26.25 m



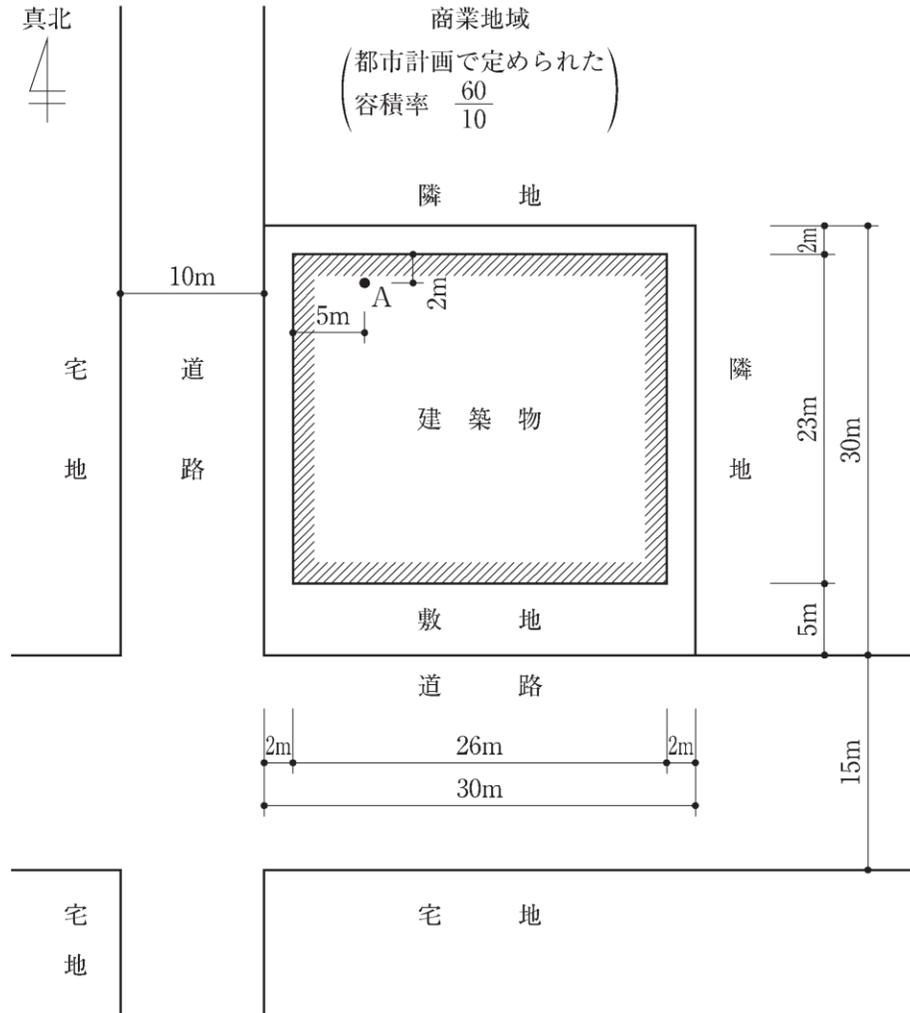
[No. 18] 図のような敷地において、建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの建築物の高さの最高限度は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、敷地、隣地及び道路の相互間に高低差はなく、門、塀等はないものとする。また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁による指定、許可等並びに日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率に関する規定は考慮しないものとする。なお、建築物は、全ての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。 1. 16.5 m 2. 21.0 m 3. 37.5 m 4. 38.5 m



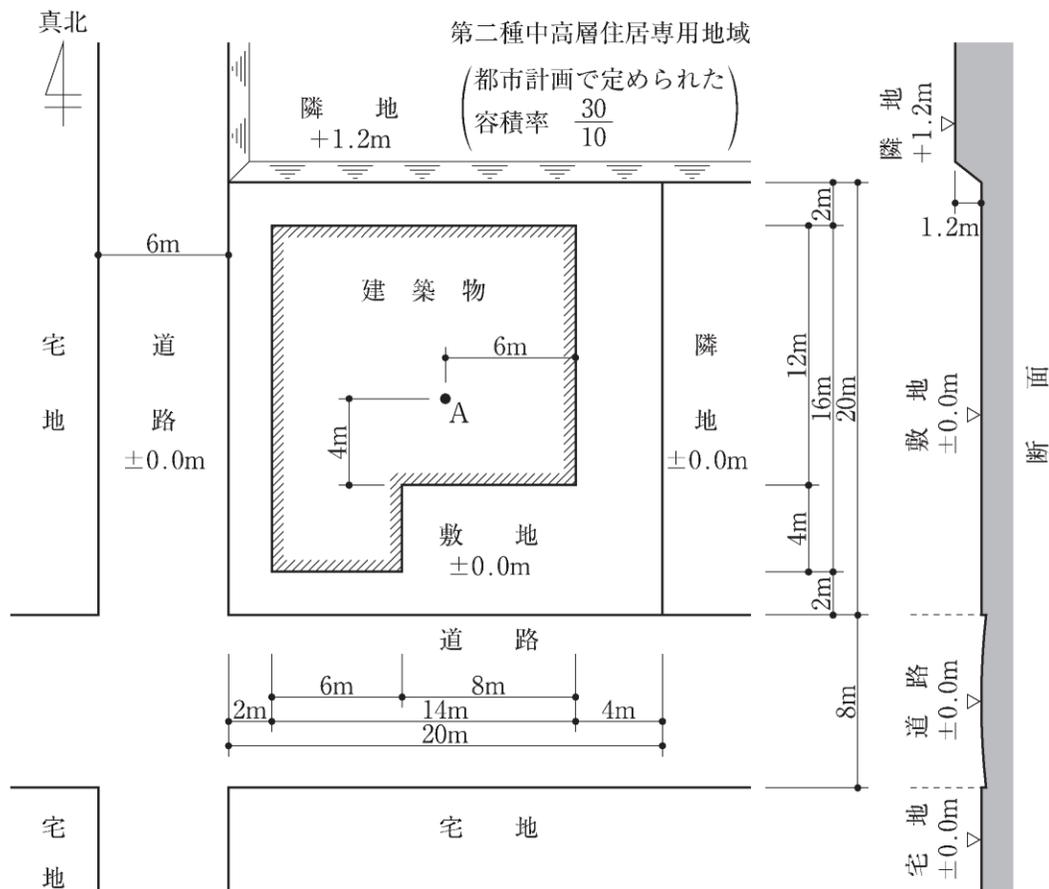
[No. 17] 図のような敷地において、建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの建築物の高さの最高限度は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、敷地、隣地及び道路の相互間に高低差はなく、門、塀等はないものとする。また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁による指定、許可等並びに日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率に関する規定は考慮しないものとする。なお、建築物は、全ての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。1. 30.0 m 2. 31.5 m 3. 33.0 m 4. 36.0 m



[No. 17] 図のような敷地において、建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの建築物の高さの最高限度は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、敷地、隣地及び道路の相互間に高低差はなく、門、塀等はないものとする。また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁による指定、許可等並びに日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率に関する規定は考慮しないものとする。なお、建築物は、全ての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。 1. 25.5 m 2. 28.5 m 3. 33.0 m 4. 36.0 m



[No. 17] 図のような敷地において、建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの建築物の高さの最高限度は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、南側道路、西側道路及び東側隣地との高低差はなく、北側隣地より1.2 m低いものとし、門、塀等はないものとする。また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁による指定、許可等並びに日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率に関する規定は考慮しないものとする。なお、建築物は、全ての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。1. 22.5 m 2. 22.6 m 3. 23.1 m 4. 25.0 m



[No. 17] 図のように、敷地に建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの建築物の高さの最高限度は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、敷地、隣地及び道路の相互間に高低差はなく、門、塀等はないものとする。また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁による指定、許可等並びに日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率に関する規定は考慮しないものとする。なお、建築物は、全ての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。 1. 28.5 m 2. 34.5 m 3. 39.0 m 4. 46.0 m

